

認証官命(二名)

内閣人第 六 号

起 案

平成 三 年 一 月 一 二 日

決 定	上 奏	裁 可
平成 二 九 年 一 月 一 三 日	平成 平 成 年 月 日	平成 平 成 年 月 日

施 行

平成 平 成 年 月 日	平成 平 成 年 月 日
--------------	--------------

内閣総理大臣

臨時代理

内閣官房長官

内閣官房副長官



内閣総務官



麻 生 国務大臣

塩 崎 国務大臣

稲 田 国務大臣

鶴 保 国務大臣

高 市 国務大臣

山本(有)国務大臣

石 原 国務大臣

松 本 国務大臣

金 田 国務大臣

世 耕 国務大臣

今 村 国務大臣

丸 川 国務大臣

岸 田 国務大臣

石 井 国務大臣

加 藤 国務大臣

山本(幸)国務大臣

松 野 国務大臣

山本(公)国務大臣

菅 国務大臣



最高裁判所判事に任命する

山 口 厚

内 閣

高等裁判所長官に任命する

判事 小林 昭彦

(以上一月二十七日予定)

1丁											裁 判 所		
年 号	月	日	事 項	旧 氏 名	出生の 年月日	氏 名	本 籍	現住所	出生地	年 号			
											年 号		
昭和四九	九		司法試験第二次試験合格		昭和二十八年十一月六日	やまぐち 山 口 あつし 厚							
〃 五一	三		東京大学法学部卒業										
〃	四		東京大学法学部助手（昭和五十四年七月）										
〃 五四	七		東京大学法学部助教授（平成三年三月）										
平成 三	四		東京大学大学院法学政治学研究科助教授（平成四年七月）										
〃	八		東京大学大学院法学政治学研究科教授（平成二十年三月、平成二十四年四月、平成二十六年三月研究科長、法学部長）										
〃 六	五		日本刑法学会理事（平成二十一年五月、平成二十七年五月理事長）										
〃 二二	一		検察官・公証人特別任用等審査会委員										

2丁										裁 判 所					
										// 二八	//	// 二六	// 二五	平成二四	年 号
										八	六	四	九	一	月
															日
										弁護士名簿登録(第一東京弁護士会)	東京大学名誉教授	早稲田大学大学院法務研究科教授	法制審議会委員	司法試験委員会委員(委員長)	事 項
															庁 名

山口厚

最高裁人任第2368号

平成29年1月11日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

最高裁判所長官 寺 田 逸 郎



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事) 判 事 小 林 昭 彦

(発令希望日 平成29年1月27日)

高等裁判所長官任命資格調 (平成29年1月27日)					
補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根 拠 法 規
福岡高長官	東京高判事	小 林 昭 彦	61	判事補，検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号，第3号

1 丁									裁 判 所			
年 号	月	日	事 項	氏 名	出生の 年月日	旧氏名	出生地	現住所	本 籍			
五九	四	一	浦和家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	昭和三十年二月五日							
五七	一	七	東京地方裁判所判事補の職務代行を命ずる	東京高等裁判所								
五五	三	七	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会								
五四	三	二七	東北大学法学部卒業									
五三	一〇	七	司法修習生を命ずる	最高裁判所								
五六	四	六	司法修習生の修習終了									
五七	四	七	判事補に任命する	内 閣								
五八	四	一八	東京地方裁判所判事補の職務代行を命ずる									
五九	四	一	浦和家庭裁判所判事補に補する									

2丁										裁 判 所				年 号	月	日	事 項	庁 名		
	平成 三				〃		〃 六三		〃 六一		〃	昭和五九								
	四				〃		四		四		〃	四								
	一				〃		一		七		〃	七								
法務大臣官房司法法制調査部付に充てる	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	として研修を行うことを命ずる	度裁判官国内特別研究（法律事務所コース）研修員	日まで長島・大野法律事務所において昭和六十三年	昭和六十三年四月一日から昭和六十四年三月三十一	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事補に補する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	川越簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	浦和地方裁判所川越支部勤務を命ずる	兼ねて浦和地方裁判所判事補に補する	浦和家庭裁判所川越支部勤務を命ずる						
法務省		〃				〃		〃		最高裁判所	内閣	最高裁判所								

小林昭彦

3丁		裁 判 所																													
〃	一〇			〃	〃			〃		〃	〃	〃	〃	平成三	年 号																
一				〃	〃			〃		七	四	〃	四	四	月																
五				一六	八			〃		一	一	〃	一	一	日																
平成十年度司法試験（第二次試験） 審査委員に併任		併任の期間は平成九年十二月三十一日までとする		する		平成九年度司法試験（第二次試験） 審査委員に併任		法制審議会幹事に併任する		併任の期間は平成九年十二月三十一日までとする		任する		平成九年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する		法務省民事局参事官に充てる		検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する		東京地方裁判所判事に補する		大阪地方裁判所判事に補する		判事に任命する		法制審議会幹事に併任する		法制審議会幹事に併任する		事 項	
	〃				〃	〃			法 務 省		〃	最高裁判所	内 閣	〃	法 務 省	庁 名	小 林 昭 彦														

4丁										裁 判 所				
		〃	〃			〃			〃		平成一〇			年 号
		〃	七			〃			一		一			月
		二六	八			八			四		九			日
事 項														
法務省民事局付に充てる期間は平成十一年八月十三														
かねて法務省民事局付に充てる														
法務大臣官房司法法制調査部参事官に充てる														
法制審議会幹事に併任する														
併任の期間は平成十一年十二月三十一日までとする														
併任する														
平成十一年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に														
併任の期間は平成十一年十二月三十一日までとする														
任する														
平成十一年度司法試験（第二次試験）審査委員に併														
任の期間は平成十年十二月三十一日までとする														
任する														
平成十年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併														
併任の期間は平成十年十二月三十一日までとする														
する														
法務省														
庁 名														

小林昭彦

5丁		裁 判 所					
年 号	月	日	事 項	庁	名		
平成一一	八	一四	かねて法務省民事局付に充てる	法 務 省			
九	一		平成十一年度司法書士試験委員（筆記試験担当）の				
一二	一	四	併任を解除する				
一三	一	五	平成十二年度司法試験（第二次試験）審査委員に併任する				
一三	一	五	併任の期間は平成十二年十二月三十一日までとする				
一三	一	五	平成十三年一月五日限り法制審議会幹事の併任は終了した				
一三	一	六	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成一一年法律第一〇二号）附則第三条の規定及び平成十二年十一月十五日付け法務省秘企第九一九号法務大臣官房秘書課長依命通知により法務大臣官房司法法制調査部参事官は法務省				
一三	一	六	大臣官房司法法制調査部参事官となった				

6丁								裁 判 所					
		〃 一四			〃			〃			平成 一三	年 号	
		一			〃		七		六	〃	一	月	
		四			〃		二六		二九	一五	六	日	
併任の期間は平成十四年十二月三十一日までとする	任する	平成十四年度司法試験（第二次試験）審査委員に併任する	併任の期間は平成十三年十二月三十一日までとする	平成十三年土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に併任する	併任の期間は平成十三年十二月三十一日までとする	併任する	平成十三年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	法務省民事局付に充ててゐることを解く	法務省民事局民事第二課長に充ててゐる	法制審議会幹事に併任する	併任の期間は平成十三年十二月三十一日までとする	任する	平成十三年度司法試験（第二次試験）審査委員に併任する
〃			〃		〃			〃		〃	法 務 省		庁 名

小林昭彦

7丁										裁 判 所				
〃			〃 一五			〃		〃		〃			平成 一四	年 号
二			一			一二		四		二			一	月
二一			九			二		一		二二			七	日
平成十五年土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に併任する 併任の期間は平成十五年十二月三十一日までとする 平成十五年司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する 併任の期間は平成十五年十一月三十日までとする 平成十五年司法試験（第二次試験）審査委員に併任する 併任の期間は平成十四年十二月三十一日までとする 法務省民事局第二課長に充てる 東京高等検察庁検事に配置換する 併任の期間は平成十四年十二月三十一日までとする 当）に併任する 平成十四年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に併任する 併任の期間は平成十四年十二月三十一日までとする 平成十四年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する 併任の期間は平成十四年十二月三十一日までとする														
	〃			〃			〃		〃		法務省			庁 名

小林昭彦

8丁										裁 判 所				
	〃 一八			〃			〃 一六			〃	〃	平成 一五		年 号
	七			〃			一二			一二	〃	七		月
	六			〃			一			一	〃	一八		日
法務事務官（法務省大臣官房司法法制部付）の併任	法務省大臣官房付に充てる	内閣官房司法制度改革推進室参事官を命ずる	補付）に併任する	内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官	する	法務事務官（法務省大臣官房司法法制部付）に併任	検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する	任期は平成十六年十一月三十日までとする	命する	平成十六年度司法試験（第二次試験）審査委員に任	東京高等裁判所判事に補する	判事に任命する	併任の期間は平成十五年十二月三十一日までとする	当）に併任する
		内 閣			〃			法 務 省			最 高 裁 判 所	内 閣	法 務 省	庁 名

小林昭彦

9丁		裁 判 所									
年 号	月	日	事 項	庁 名							
平成一八	七	六	内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する	法務省							
			内閣官房司法制度改革推進室長を命ずる	内閣							
			内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する								
			内閣官房司法制度改革推進室参事官を免ずる								
			内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する								
			内閣官房司法制度改革推進室長を免ずる								
			判事に任命する								
			東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所							
			東京地方裁判所判事に補する								
			部の事務を総括する者に指名する								
			部の事務を総括する者に指名する								

小林昭彦

10丁			裁 判 所												
			〃 二九	〃 二八	〃 二七			〃 二六			〃	〃 二五	〃 二四	平成二三	年 号
			一	一	一			七			七	一	一	一	月
			一	一	一			二五			八	一	一	一	日
			部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する			東京高等裁判所判事に補する			仙台地方裁判所判事に補する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	事 項
			〃	〃	最高裁判所			最高裁判所			〃	〃	〃	最高裁判所	庁 名

小林昭彦

小林昭彦